

佐賀県規則第42号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の2）に、<u>就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の3）に、</u>雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、<u>又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p>	<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の2）に、<u>就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の3）に、</u>同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、<u>同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、</u>同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する</p>

改正前										改正後									
<p>2 任命権者は、前項の申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。</p> <p>様式第5号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第1面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p>										<p><u>退職手当支給申請書（様式第23号の2）に、又は同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。</p> <p>様式第5号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第1面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p>									
略										略									
常用就職支度手当に相当する退職手当支給経過										就業促進定着手当に相当する退職手当支給経過									
略										略									
移転費に相当する退職手当支給経過										常用就職支度手当に相当する退職手当支給経過									
受付年月日		年 月 日			交付年月日		年 月 日			受付年月日		年 月 日			交付年月日		年 月 日		
	鉄道賃	船賃	車賃	移転料	着後手当	計	就職先の事業主が	差引支給額			支給金額	円	備考						

改正前							
本人	円	円	円	/	/	円	ら支給された就職支度金の額
家族	円	円	円	/	/	円	
合計	円	円	円	円	円	円	円
広域求職活動費に相当する退職手当支給経過							
受付年月日	年 月 日			交付年月日	年 月 日		
鉄道賃	船賃	車賃	宿泊料	計	求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	差引支給額	
円	円	円	円	円	円	円	

改正後								
移転費に相当する退職手当支給経過								
受付年月日	年 月 日			交付年月日	年 月 日			
	鉄道賃	船賃	車賃	移転料	着後手当	計	就職先の事業主から支給された就職支度金の額	差引支給額
本人	円	円	円	/	/	円		
家族	円	円	円	/	/	円		
合計	円	円	円	円	円	円	円	円
(第4面)								
求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給経過								
受付年月日	年 月 日			交付年月日	年 月 日			
鉄道賃	船賃	車賃	宿泊料	計	求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	差引支給額		
円	円	円	円	円	円	円		
求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給経過								
受付年月日	年 月 日			交付年月日	年 月 日			
支給金額	円			備考				
求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給経過								

改正前			
様式第9号（第14条関係）			
（表）			
略			
略			
失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。			
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		略
	求職活動の方法		
	(ア) 略 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等		
	略		
略			
略			
就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略	略
		(イ) 職業紹介事業者紹介	
	(ウ) 略		
略			
略			

様式第11号（第16条関係）

改正後			
受付年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日
支給金額	円	備考	
様式第9号（第14条関係）			
（表）			
略			
略			
失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。			
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		略
	求職活動の方法		
	(ア) 略 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等		
	略		
略			
略			
就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略	略
		(イ) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介	
	(ウ) 略		
略			
略			

様式第11号（第16条関係）

改正前

(表)

略						
公共職業訓練に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練
		略				
略						

様式第12号 (第17条関係)

(表)

略					
略					
内職(労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数
略					

様式第13号 (第18条関係)

(表)

略		略
略		

改正後

(表)

略						
公共職業訓練に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
		略				
略						

様式第12号 (第17条関係)

(表)

略					
略					
内職(労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数		
略					

様式第13号 (第18条関係)

(表)

略		略
略		

改正前			改正後		
支給申請期間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)	支給申請期間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)
	略			略	
	略			略	
(裏)			(裏)		
<p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>3～6 略</p>			<p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 船員法による傷病手当</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p> <p>3～6 略</p>		

様式第15号を次のように改める。

（表）

認定日時 月 日 時から 時まで
---------------------

高年齢受給資格者失業認定申告書

（該当のところへ 印を付け必要な事柄を記載してください。）

失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア した イ しない	就職又は就労した月日を記載してください。
---------------------------------	---------------	----------------------

失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。

ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法		活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容	
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他		
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他		
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)					

今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他（ ）
--	---------------------	--

就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 公共職業安定所紹介 (イ) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (ウ) 自己就職	(就職先事業所)
	イ 自営	月 日より就職（予定） 月 日より自営業開始（予定）	

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第22条の規定により準用する第14条第1項の規定により上記のとおり申告します。

年 月 日

公共職業安定所長 様

高年齢受給資格証番号（ ）  
高年齢受給資格者氏名 印

公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月 ~ 年 月	認定日数	日	連絡事項	取扱者印
------------	--------	-----------	------	---	------	------

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。）をいうものである。  
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 欄のアに 印を付けた人は、 欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 の(2)欄には、 の(1)欄の求職活動以外で事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。  
なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 7 欄のイの(オ)その他に 印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を( )の中に具体的に記載すること。
- 8 印欄には、記載しないこと。



次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																								
<p>様式第18号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ア 探した</td> <td style="width: 60%;">                     どのような方法で探しましたか。                      (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介                      (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等                      (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等                      (エ) 公的機関等による職業相談等                      (オ)～(ケ) 略                 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。</td> <td style="text-align: center;">ア 就職</td> <td>                     (ア) 略                       (イ) 略                       略                 </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>様式第20号の2（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">再就職手当に相当する退職手当支給申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">事業主の証明</td> <td style="height: 100px;">略</td> </tr> </table>	略				失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ)～(ケ) 略		略				略				就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略  (イ) 略  略	略	略				略		事業主の証明	略	<p>様式第18号（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ア 探した</td> <td style="width: 60%;">                     どのような方法で探しましたか。                      (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等                      (イ) <u>職業紹介事業者</u>による職業相談、職業紹介等                      (ウ) <u>派遣元事業主</u>による派遣就業相談等                      (エ) 公的機関等による職業相談、<u>職業紹介</u>等                      (オ)～(ケ) 略                 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。</td> <td style="text-align: center;">ア 就職</td> <td>                     (ア) 略                      (イ) <u>地方公共団体又は職業紹介事業者紹介</u>                      (ウ) 略                       略                 </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>様式第20号の2（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">再就職手当に相当する退職手当支給申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">事業主の証明</td> <td style="height: 100px;">略</td> </tr> </table>	略				失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) <u>職業紹介事業者</u> による職業相談、職業紹介等 (ウ) <u>派遣元事業主</u> による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、 <u>職業紹介</u> 等 (オ)～(ケ) 略		略				略				就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略 (イ) <u>地方公共団体又は職業紹介事業者紹介</u> (ウ) 略  略	略	略				略		事業主の証明	略
略																																																									
失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ)～(ケ) 略																																																							
略																																																									
略																																																									
就職もしくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略  (イ) 略  略	略																																																						
略																																																									
略																																																									
事業主の証明	略																																																								
略																																																									
失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) <u>職業紹介事業者</u> による職業相談、職業紹介等 (ウ) <u>派遣元事業主</u> による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、 <u>職業紹介</u> 等 (オ)～(ケ) 略																																																							
略																																																									
略																																																									
就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	ア 就職	(ア) 略 (イ) <u>地方公共団体又は職業紹介事業者紹介</u> (ウ) 略  略	略																																																						
略																																																									
略																																																									
事業主の証明	略																																																								

改正前	改正後								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 300 629 491">の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無</td> <td data-bbox="629 300 1088 491">           ア 略            イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="271 491 1088 531">略</td> </tr> </table>	の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。	略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 300 1556 491">の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無</td> <td data-bbox="1556 300 2016 491">           ア 略            イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1198 491 2016 531">略</td> </tr> </table>	の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。	略	
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。								
略									
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。								
略									
(裏)	(裏)								
<p>注意事項</p> <p>1 この申請は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。<u>なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。</u></p> <p>2～9 略</p> <table border="1" data-bbox="232 845 1088 893"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>注意事項</p> <p>1 この申請は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。</p> <p>2～9 略</p> <table border="1" data-bbox="1158 845 2016 893"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略						
略									
略									
<p>様式第20号の3(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<p>様式第20号の3(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p>								
<p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>								
<p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、原則として、任命権者に提出すること。<u>なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないのので注意すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、原則として、任命権者に提出すること。</p> <p>2 略</p>								

改正前	改正後
<p>3 申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 申請書の記載について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業主の記載事項</p> <p>ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。</p> <p>エ 略</p> <p>6・7 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>	<p>3 申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 申請書の記載について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業主の記載事項</p> <p>ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。</p> <p>エ 略</p> <p>6・7 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>
<p>様式第21号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書</p>	<p>様式第21号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書</p>

改正前	改正後								
略	略								
事業主の証明	事業主の証明								
略	略								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無</td> <td style="width: 50%;">ア 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。</td> </tr> </table>	の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無</td> <td style="width: 50%;">ア 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</td> </tr> </table>	の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略								
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。								
の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 略								
	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。								
略	略								
(裏)	(裏)								
<p>注意事項</p> <p>1 この申請は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、任命権者に提出すること。<u>なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。</u></p> <p>2 この申請書には、受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>注意事項</p> <p>1 この申請は、欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。</p> <p>2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証、特例受給資格証又は被保険者手帳を添えること。</p> <p>3～5 略</p>								
略	略								
様式第22号(第24条関係)	様式第22号(第24条関係)								
(表)	(表)								
略	略								

改正前	改正後																												
(裏)	(裏)																												
<p>注意事項</p> <p>1 この申請書には、受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>様式第23号(第24条関係)</p>	<p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、<u>移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。</u></p> <p>2 この申請書には、<u>受給資格証、高齡受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</u></p> <p>3～7 略</p> <p>様式第23号(第24条関係)</p>																												
(表)	(表)																												
<p>広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書</p>	<p>求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書</p>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>広域求職活動費</u>に相当する退職手当の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: right;">申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任命権者 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">差引支度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	略		佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>広域求職活動費</u> に相当する退職手当の支給を申請します。		年 月 日	申請者氏名 印	任命権者 様		略		求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円	差引支度額	円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり<u>求職活動支援費(広域求職活動費)</u>に相当する退職手当の支給を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: right;">申請者氏名 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任命権者 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">差引支給額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	略		佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(広域求職活動費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。		年 月 日	申請者氏名 印	任命権者 様		略		求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円	差引支給額	円
略																													
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>広域求職活動費</u> に相当する退職手当の支給を申請します。																													
年 月 日	申請者氏名 印																												
任命権者 様																													
略																													
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円																												
差引支度額	円																												
略																													
佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり <u>求職活動支援費(広域求職活動費)</u> に相当する退職手当の支給を申請します。																													
年 月 日	申請者氏名 印																												
任命権者 様																													
略																													
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円																												
差引支給額	円																												
(裏)	(裏)																												
<p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、<u>広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、<u>公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。</u></p> <p>2 略</p>																												

様式第23号の次に次の2様式を加える。

様式第23号の2（第24条関係）

（表）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
教育訓練施設の名 称	講座名	受講開始 年月日	受講終了 年月日	当該講座に関連する公 的資格	受講費（入学金 含む）（円）	
				資格名  （  ）  分類 <input type="text"/> （01～09） 裏面参照		円
<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p> <p>任命権者 様</p>						
処理欄	支給決定年月日	年 月 日				
	計算欄				支給額（円）	
						円
備考						

(裏)

注意事項

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受講資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対し修正を依頼すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）

3 申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

01 輸送・機械運転関係	04 情報関係	07 技術関係
02 医療・社会福祉・保健衛生関係	05 事務関係	08 製造関係
03 専門的サービス関係	06 営業・販売・サービス関係	09 その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。

(3) 印欄には、記載しないこと。

（表）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号				
	住所又は居所								
1 保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分) (円)
		1.面接等のため 2.訓練のため			日	[ (01~14)裏面参照 ]		日	円
		1.面接等のため 2.訓練のため			日	[ (01~14)裏面参照 ]		日	円
		1.面接等のため 2.訓練のため			日	[ (01~14)裏面参照 ]		日	円
		1.面接等のため 2.訓練のため			日	[ (01~14)裏面参照 ]		日	円
<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p>任命権者 様</p> <p style="text-align: right;">印</p>									
処理欄	支給決定年月日		年 月 日						
	項番	計算欄				支給額（円）			
						円			
						円			
						円			
	合計					円			
備考									



(裏)

注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあっては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」  
保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
- (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）
- (3) 保育等サービス費用について、求職者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 申請書の記載について

- (1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
- (2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- (3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認定保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他保育等サービス (認定外保育施設が行う保育等)
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	

- (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一の額となっていることを確認すること。
- (5) 印欄には、記載しないこと。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。